

③ 飲酒運転の根絶

推進事項1 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

飲酒運転は悪質犯罪です。
厳しい行政処分と罰則があります。

約束1 お酒を飲んだら運転しない(しない)

約束2 運転する人にはお酒を飲ませない(させない)

約束3 お酒を飲んだ人には運転させない(許さない)

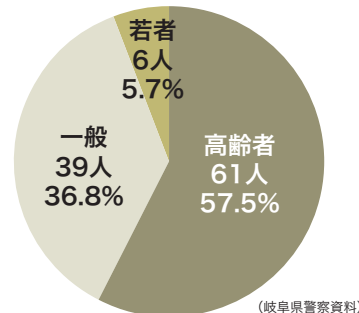
推進事項2 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

地域社会全体で飲酒運転を ①しない ②させない ③許さない 環境づくり



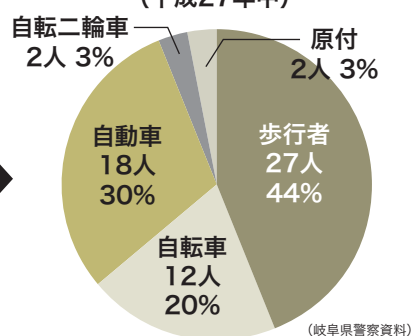
特集 高齢者の皆さんへ 交通事故から身を守るために

年齢別交通事故死者数 (平成27年中)



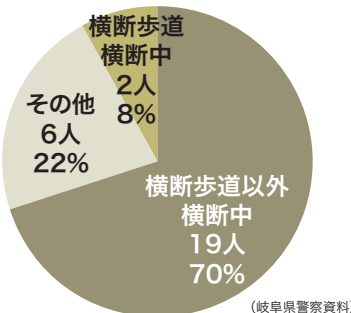
全死者の約6割は高齢者

状態別死者数・高齢者 (平成27年中)



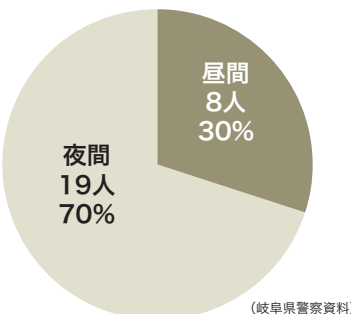
歩行者が4割

行動類型別・高齢者歩行者 (平成27年中)



横断歩道以外での横断中が7割

昼夜別(高齢者)歩行中死者数 (平成27年中)



夜間での事故が7割

平成27年中は、夜間、横断歩道以外の道路を横断中に、交通事故に巻き込まれて命を落とされた高齢者の方が多くみえました。

道路横断中の交通事故を防ぐための「3つの心得」

その1 横断歩道のある安全な場所で横断

近くに横断歩道のあるときは、遠回りでも利用する。

その2 左右の安全を確かめてから横断

横断中も気を緩めることなく、左右の安全を確かめる。

その3 夜間・夕暮れ時は、反射材用品を利用

ドライバーが早く気づいてくれ、あなたの身を守ります。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部環境生活政策課(TEL058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成27年度中：順不同)

DreamPower 実行委員会/中濃消防組合交通安全青年部会/岐阜県自動車検査員会/ぎふ長良川走ろう会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/神岡鉱業(株)猛打会/(株)丸代西山生コンクリート/岐阜県民共済生活協同組合/(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/岐阜県飲食生活衛生同業組合青年部/小幡雅彦 その他 匿名4名

※ この他、(一社)岐阜県自家用自動車協会様から交通安全啓発物品のご寄附を頂いております。

平成28年

秋の全国交通安全運動

実施期間

9月21日(水)から9月30日(金)

運動の基本 子供と高齢者の交通事故防止

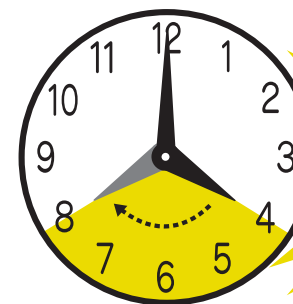
準備よし! 子供と高齢者の交通事故防止 あなたを守る反射材



- ★夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- ★後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 (チャイルドシート着用時、必ずシートベルトを締めてください)
- ★飲酒運転の根絶

9月30日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です

国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



魔の時間帯

年末3カ月は死亡事故の約4割が「魔の時間帯」(午後4時～午後8時)に集中!

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です 秋の全国交通安全運動

平成28年9月21日(水)～9月30日(金)

内閣府

運動の重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

岐阜県交通安全対策協議会

事務局:岐阜県環境生活部環境生活政策課 生活・交通安全係 TEL:058-272-8205(直通)

平成28年 秋の全国交通安全運動実施要綱の要旨

1 運動の目的

秋口から年末にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」において重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあります。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

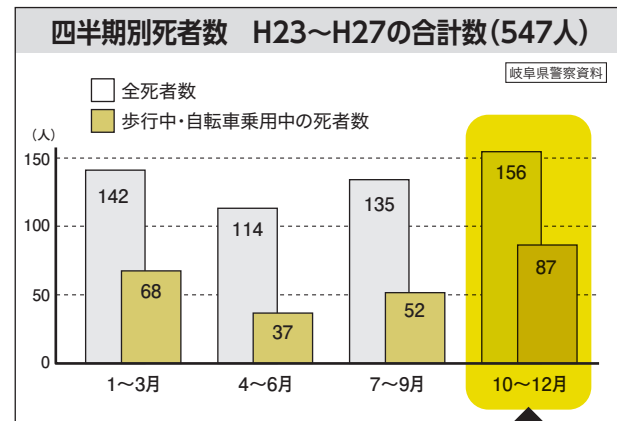
2 運動の基本【子供と高齢者の交通事故防止】の推進項目

- 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- 通学路等における幼児・児童の安全確保（交通安全指導、保護・誘導活動、交通安全総点検、広報啓発）の促進
- 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
- 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進と、高齢者マーク表示車両への保護義務の周知徹底
- 子供、高齢者、障がい者等に対する思いやりのある運転の促進、交通環境の整備
- 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

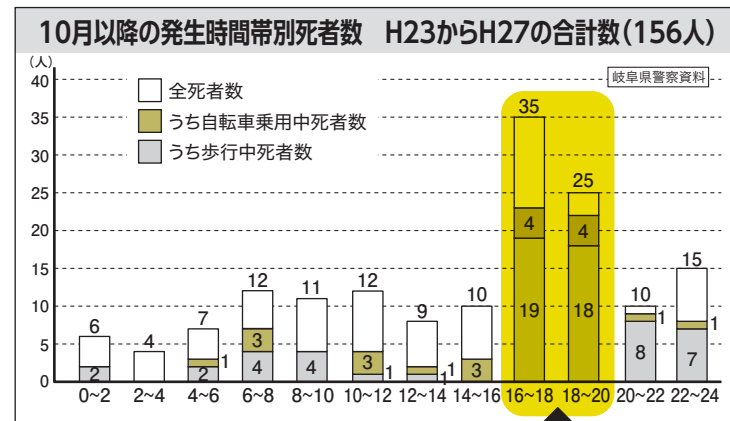
3 運動の重点に関する推進事項

① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 （特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

推進事項1 「魔の時間帯（午後4時～午後8時）」における交通事故防止の推進

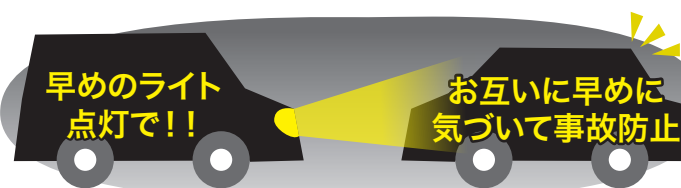


秋口から死亡事故が増加！
特に歩行中・自転車乗用中の被害が増！



『魔の時間帯』が最も危険！
10～12月は、午後4時から午後8時に集中→約4割

推進事項2 トワイライト・オン（早めのライト点灯）キャンペーン【9/21～12/31】との同時啓発の推進



点灯時間の目安（日没約30分前）
9月 …… 午後5時00分ころ
10月 …… 午後4時30分ころ
11・12月 …… 午後4時00分ころ

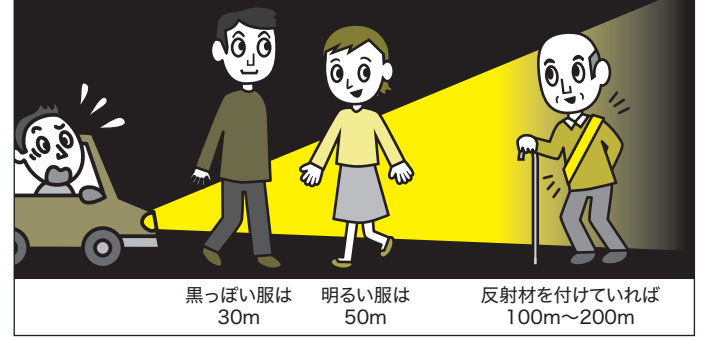


推進事項3 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

夕暮れ時や夜間は、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等を利用しましょう。



反射材は100m以上離れていても光を受けて反射します



推進事項4 自転車利用者に対する交通ルール遵守と交通マナー向上に向けた啓発の推進

- 学校、地域、職場などで「自転車安全利用五則」を周知し、交通ルール・マナーの向上に努めましょう。
- 自転車側が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

保険の種類の内容

対象種類	事故の相手		自分	取扱先
	生命・身体	財産	生命・身体	
TSMマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	傷害保険各社
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進事項 全シートベルト等の着用の必要性・効果に関する理解の促進と正しい使用方法の周知徹底

道路交通法では、全席のシートベルトの着用と幼児（6歳未満）のチャイルドシート利用が義務付けられています。後部座席もシートベルトを着用しましょう。【道路交通法第71条の3】
行楽で高速乗合いバスや貸切バス等に乗車する際も、全席シートベルトを着用しましょう。

正しい着用方法



非着用の危険性

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性

- ・非着用死者の車外放出の割合は着用者の約21倍
- ・非着用者の後部座席乗員が車外へ放出される割合は着用者の約13倍
- ・非着用の後部座席乗員により前席乗員が頭部に重傷を負う割合は着用者の約51倍



新生児
対応タイプ
体重：18kg未満
年齢：新生児～4歳位



チャイルド&
ジュニアシート
体重：9kg～36kg
年齢：1～11歳頃



ジュニア
シート
体重：15kg～36kg
年齢：3～11歳頃

※上記表年齢値等は参考数値です。取扱説明書等に従って正しく使用しましょう！ ※画像：コンビ(株)協力